改める。

別表第三第十五号中「四千六百三十九万枚」を「五千百五十一万枚」に改め、同表第二十三号中「二百八十一万枚」を「三百二十一万枚」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三

形式	直径	彩色
	四十ミリメートル	白色、灰色、黒色、青色、ピンク色、赤紫色、黄土色、黄緑色及び緑色

省　令

○財務省令第三十一号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別紙第十一号の二書式付表を次のように改める。

付表

事業毎の金利選択一覧

事業名	借入金の金利方式の選択		
	固定金利方式	利率見直し方式	
		5年毎	10年毎
Ⅰ　一般会計債			
1　公共事業等			
2　公営住宅建設事業			
3　災害復旧事業			